



2022年5月20日

各 位

会 社 名 n m s ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 小野 文明
(コード：2162 東証スタンダード)
問合せ先 常務取締役コーポレート本部長 河野寿子
(TEL：03-5333-1711 (代表))

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年6月22日開催予定の第37期定時株主総会での議案として、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、定款を変更するものであります。
- (2) 経営環境の変化に対応し、経営体制を一層強化できるよう、取締役(監査等委員である取締役を除く)の員数の上限を1名増員して6名以内に変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 (予定)	2022年6月22日 (水)
定款変更の効力発生日 (予定)	2022年6月22日 (水)

以 上

別紙 定款変更案

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役(監査等委員である取締役は除く。)は、<u>5名以内とする。</u></p> <p>2. 当社の監査等委員である取締役は4名以内とする。</p> <p>附則 (監査等委員会設置会社移行前の監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>(条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p><削除></p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役(監査等委員である取締役は除く。)は、<u>6名以内とする。</u></p> <p><現行通り></p> <p>附則 (監査等委員会設置会社移行前の監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p><現行通り></p> <p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p>1. 現行定款第15条(株主総会参考書類のインターネット開示とみなし提供)の削除及び定款第15条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条(株主総会参考書類のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</p> <p>3. 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

以 上